

## 法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 「唯一の立法機関」の意味
- (2) 実質的当事者訴訟の意義と法的問題点（具体例を挙げて）

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

A 県 B 市に所在する不老神社は歴史・伝統・格式のある神社である。同神社の大鳥居と能舞台は県の重要文化財に指定されている。しかし、最寄り駅の「不老神社前」のある路線が第三セクター化されて交通が不便になった結果、神社への年間参拝者数は 10 年間で半減した（2006 年度の 50 万人から 2015 年度は 25 万人まで減少）。

不老神社への参拝者数の減少は、B 市の観光産業にも打撃を与えていた。そこで、B 市商工会議所、B 市青年会議所、不老神社門前商店組合等の諸団体（いずれも民間団体）が、不老神社の協力を得て、同神社の魅力を広く伝えるための催し「不老長寿サミット in 不老神社 2016」（以下「不老サミット」）を開催した。この催しは、不老神社の最も重要な例祭である菖蒲祭の際、B 市出身のアイドルのコンサート、A 県内の特産品や B 級グルメを売る屋台の設置など、観光客を誘致するための新たな取組みを行うものだった。これらの催しは不老神社の境内で行われたため、ほとんどの観光客が菖蒲祭にも参加し、例年にない賑わいとなった。また、観光客の多くが本殿で参拝をして、お守り等を購入した。

「不老サミット」の主催者から挨拶を依頼された B 市長の Y は、不老神社に公用車で行き、アイドルのコンサートの直後に壇上に登り、市長であることを明言した上で、「不老神社は B 市の宝です。B 市の不老長寿のためにも、参拝者が増えてもらわなきゃ困るんです。ぜひ一人でも多くの方に不老神社を参拝して頂き、不老長寿になってもらいたいものです。」と熱弁をふるった。

B 市議会の議員である X は、Y の言動は憲法違反であると考えている。そこで、X は地方自治法所定の手続を踏んだ上で、Y が公用車で市役所と不老神社の間を往復したことは違法であるとして、公用車使用にかかる費用（人件費とガソリン代で 3000 円）の損害賠償を Y に対して求めるよう住民訴訟を提起した（地方自治法 242 条の 2）。

設問 X の立場から憲法上の主張をした上で、X の主張に対するあなた自身の見解を示しなさい。ただし、住民訴訟に関わる法的論点に立ち入る必要はない。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

A社は、B県内の土地（以下「本件土地」）に産業廃棄物処理施設を設置し、産業廃棄物処理業を営むことを計画した。A社は、B県の担当課職員Cにこの計画について相談したところ、Cは同県の「廃棄物の処理関係事務処理要領」（以下「本件要領」）に基づき、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「法」）に基づく許可申請前に、産業廃棄物処分事業計画書の作成・提出に加え、地元住民らによる同意を確認できる文書を添付したうえで、同計画書の承認が必要であると回答した。なお、これらの手順は、法の規定によるものではない。

A社は、法の基準に適合するように産業廃棄物処分事業計画書を作成のうえ、本件土地が位置するD地区の町内会長によって署名・押印された同意書を添付して、提出した。本件要領に基づき、同計画書はB県担当課長Eが承認した（以下「本件承認」）。しかし、この計画を知ったD地区の住民は、本件承認前に何らの説明会等もなく、また、前記同意書もD地区町内会長の独断で得たに過ぎないとして、D地区住民の8割以上が署名した計画反対の意見書をB県に提出した。そのため、Eは本件承認を取り消し、CはA社に対し地元説明会の開催を要請すると共に、改めて同意書の提出を求めた。

A社は、何度も説明会を開催したが、D地区住民の反対の意向は固く、同意書を作成することは困難であると判断した。そこで、A社は、法に基づく申請書類一式を提出したが、Cは本件要領に基づく承認を得ていないことを理由に同書類一式を返戻した。同様のやり取りが1年継続し、A社の計画は何ら進捗していない。

設問 A社は、予定どおりに事業が実施できていれば得ていたはずの利益を損害として国家賠償請求を考えている。加害行為を特定して、その行為に違法性が認められるか、詳しく検討しなさい。なお、本設問については、行政手続法3条3項は適用しないものとする。

（参考）廃棄物処理及び清掃に関する法律（抄）

（産業廃棄物処理業）

第14条 産業廃棄物……の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域……を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。……

（以下略）

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。……

（以下略）

（産業廃棄物処理施設）

第15条 産業廃棄物処理施設……を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設

置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  
(以下略)